

総行選第14号
総行管第122号
令和3年4月7日

各都道府県選挙管理委員会委員長 殿

総務省自治行政局選挙部長
(公 印 省 略)

病院等の指定施設及び宿泊療養施設における投票の実施等について

新型コロナウイルス感染症により入院等をしている者の投票については、「衆議院北海道第2区選出議員補欠選挙における新型コロナウイルス感染症対策について」等（令和3年3月10日付け総行管第88号。以下「令和3年3月10日付け通知」という。）により北海道、長野県及び広島県の選挙管理委員会に対して通知し、その他の都府県の選挙管理委員会に対しても周知したところです。

このことについて、今般、病院等の指定施設及び宿泊療養施設における投票の実施等に当たっての留意事項を取りまとめましたので、各都道府県の選挙管理委員会におかれては、市区町村の選挙管理委員会と連携して、その実施について積極的に検討いただきますようお願いいたします。また、検討に当たっては、感染防止を図りつつ、選挙の公正を確保できるよう、地域の実情や最新の新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえ、保健福祉関係部局等と特に緊密に連携するようお願いいたします。

本件通知は、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から各都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部（局）に対して周知することとしております。

なお、本件通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 病院等の指定施設における不在者投票

- 1 病院等の不在者投票施設の指定基準については、「身体障害者更生援護施設及び保護施設に関する不在者投票施設の指定基準について」（昭和43年5月15日付け自治選第21号）等により、概ね50人以上の人員を収容することができる規模を有するものとしているが、当該基準は、各都道府県の選挙管理委員会の判断の一つの目安として示しているものであり、それを下回る場合であっても、不在者投票の適正な管理執行が確保できると判断される施設については、指定できるものであることから、引き続き、地域の実情を踏まえつつ、適宜適切な運用

をされたいこと。

- 2 不在者投票を実施する場合は、3つの密を避ける取組（選挙人や立会人等の間隔の確保、定期的な換気等）を行い、選挙人にマスク及び手袋を着用させ、直接投票用紙等に触れさせないようにすることが考えられること。
また、不在者投票管理者、立会人及び事務従事者は、マスク、手袋等を着用すること。なお、新型コロナウイルス感染症の患者（以下「感染者」という。）の投票に際して、感染者と適切な距離を取ることが難しい場合は、医療従事者と同様の装備の着用も考えられること。
- 3 他の入院者等への感染防止のため、感染者の投票とその他の入院者等の投票は、空間的又は時間的に分けて行うこと。同じ会場で時間帯を分けて実施する場合、感染者の前にその他の入院者が投票を行うよう工夫することも考えられること。また、感染者の後にその他の入院者が投票を行う場合は、投票ごとに記載場所のテーブルや椅子等をアルコール消毒液等で消毒すること。
- 4 新型コロナウイルス感染症に係る隔離措置等により、入院者が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の「自ら当該選挙の公職の候補者の氏名（略）を記載することができない選挙人」に該当すると認められる場合には、その申請に基づき、代理投票を行うことも考えられること。ただし、代理投票は、あくまで秘密投票の例外として、第三者に対して投票意思を表示する方法によらなければ選挙権が行使できない者のために認められた制度であることから、同条の要件に該当するか否かや宿泊療養者本人の意向につき十分に確認すること。
- 5 感染者に係る不在者投票の送致を受けた指定投票所等において不在者投票の受理・不受理の決定をする際は、マスク着用、手指衛生、体調管理などの感染防止対策を徹底すること。
- 6 都道府県の選挙管理委員会においては、投票機会の確保の観点から、病院等の指定施設に対して不在者投票について丁寧に説明すること。

第2 宿泊療養施設に期日前投票所を設ける場合

- 1 市区町村の選挙管理委員会が宿泊療養施設に期日前投票所を設けた場合には、ホテル等の宿泊療養施設に入所している感染者（以下「宿泊療養者」という。）であって、当該期日前投票所を設けた市区町村の選挙人名簿に登録されているもの（投票の当日、選挙権を有する者に限る。）については、令和3年3月10日付け通知のとおり、当該宿泊療養施設において投票が可能であること。
宿泊療養施設における期日前投票の実施に当たっては、例えば次の2以下のような留意点が考えられるが、各団体における実情等を踏まえ、保健福祉関係部局等と連携して検討すること。
- 2 宿泊療養施設の所在地を非公表としている場合等においては、期日前投票所の告示について、「宿泊療養施設（〇〇市〇〇区）」など、当該期日前投票所の場所を告示していると認められる態様であれば、必ずしも当該施設名（「〇〇ホテル」等）を告示することは要しないこと。なお、当該宿泊療養施設における期日前投

票所以外の期日前投票所を設置することにより、当該市区町村内の選挙人が期日前投票を行う上で支障がないようにすること。

また、期日前投票所を設ける期間については、当該市区町村内に複数の期日前投票所を設置する場合には、特定の日時に限定することも可能であること。この場合、選挙期日に近い日とすること等により、できる限り新たに入所した者の投票の機会を確保できるように工夫すること。

- 3 期日前投票所を設けるに当たっては、ゾーニングにより清潔域（グリーンゾーン）と非清潔域（レッドゾーン）を区分すること。
- 4 都道府県が設置する宿泊療養施設においては、都道府県の職員を宿泊療養施設が所在する市区町村の選挙管理委員会の職員に併任等をして事務に従事させることも考えられること。また、立会人及び事務従事者は、宿泊療養施設の運営を受託する民間の事業者にも依頼することも考えられること。
- 5 投票に当たっては、第1と同じく、3つの密を避ける取組（選挙人や立会人等の間隔の確保、定期的な換気等）を行い、宿泊療養者にマスク及び手袋を着用させ、直接投票用紙に触れさせないようにすることが考えられること。また、同じ会場で時間帯を分けて実施する場合などにおいては、投票ごとに記載場所のテーブルや椅子等をアルコール消毒液等で消毒すること。

立会人等は、マスク着用、手指衛生、体調管理などの感染防止対策を徹底すること。また、宿泊療養者との間隔の確保の徹底等を行うこと。

なお、立会人等が宿泊療養者と距離を取ることが難しい場合は、医療従事者と同様の装備の着用も考えられること。必要な装備については、「新型コロナウイルスに関するQ&A（医療機関・検査機関の方向け）」（※）問9において、感染の疑いがある感染者を診察する際（上気道の検体採取を実施する場合）に必要な医療者の装備について、「サージカルマスク、目の防護具（ゴーグル、フェイスシールド等）、長袖ガウン、手袋」とされていること等も参考に、保健福祉関係部局等と協議すること。

※ 厚生労働省ウェブサイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00004.html

- 6 投票については、例えば次の方法が考えられること。
 - ・ 宿泊療養者と立会人の接触を避けるため、レッドゾーンに投票の記載をする場所を設け、投票用紙を配置しておき、宿泊療養者を電話等で呼び出し、立会人がビニールシート等で隔てたグリーンゾーンから確認する方法が考えられること。
 - ・ 宿泊療養者が原則として居室から外出できない取扱いとしている宿泊療養施設においては、可搬式の投票記載台を用意し、各居室前等において、投票管理者及び立会人の視認のもと投票させることも考えられること。
 - ・ 投票記載台を宿泊療養施設の敷地内の屋外に設ける方法も考えられること。この場合、投票の秘密を確保できるようにするとともに、悪天候時に投票事務

に支障を来たすおそれがないようにするなど、投票環境の確保に留意すること。

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る隔離措置等により、宿泊療養者が公職選挙法第48条の「自ら当該選挙の公職の候補者の氏名（略）を記載することができない選挙人」に該当すると認められる場合には、その申請に基づき、代理投票を行うことも考えられること。ただし、代理投票は、あくまで秘密投票の例外として、第三者に対して投票意思を表示する方法によらなければ選挙権が行使できない者のために認められた制度であることから、同条の要件に該当するか否かや宿泊療養者本人の意向につき十分に確認すること。

7 期日前投票所において投票をする場合には、宿泊療養者からの宣誓書の提出が必要であるが、必ずしも自書である必要はなく、選挙人が提出したと観念できる態様であれば差し支えないこと。

8 各選挙管理委員会においては、当該都道府県内で複数の宿泊療養施設が運営されている場合、宿泊療養施設の設置部局と十分連携し、それぞれの宿泊療養施設の実情に応じて期日前投票所の設置について検討すること。

第3 宿泊療養施設に不在者投票記載場所を設ける場合

1 当該宿泊療養施設の所在する市区町村（以下「所在市区町村」という。）以外の市区町村の選挙人名簿に登録されている宿泊療養者及び所在市区町村の選挙人名簿に登録されているが現に選挙権を有しない宿泊療養者については、令和3年3月10日付け通知のとおり、当該宿泊療養施設に所在市区町村の選挙管理委員会の委員長を不在者投票管理者とする不在者投票記載場所を設けた場合には、当該宿泊療養施設において不在者投票が可能であること。

2 宿泊療養施設における不在者投票の実施に当たっては、例えば次のような留意点が考えられるが、各団体における実情等を踏まえ、保健福祉関係部局等と連携して検討すること。

① 投票用紙等の請求及び宣誓

宿泊療養者とその登録されている選挙人名簿の属する市区町村の選挙管理委員会（以下「名簿登録地選管」という。）の委員長に対して投票用紙及び投票用封筒（以下「投票用紙等」という。）の請求及び宣誓をするに当たっては、直接に又は郵送等をもってすることとされているところ、次のような方法も可能であること。

- ・ 本人の依頼に基づく使者である旨の十分な心証が得られる限り、使者による請求及び宣誓も排除されないことから、宿泊療養施設の職員や宿泊療養者の家族が、宿泊療養者の使者として、直接に又は郵送等をもって請求する方法も可能である。なお、宿泊療養者から使者に対して連絡する手段は、電話、メール等によることも可能である。
- ・ 宿泊療養施設の職員（公務員である者）を名簿登録地選管の職員に併任等をし、当該職員が請求を受けることにより、宿泊療養者が直接名簿登録地選管に請求する方法も可能である。

- ・ 名簿登録地選管が不在者投票の投票用紙等のオンライン請求に対応している場合は、宿泊療養者が名簿登録地選管に対してオンライン請求をする方法も可能である（メールによる場合も電子署名の付与が必要となる。）。

② 投票用紙等の受領及び保管

選挙人が受領したと観念できる態様であれば、投票を行うまでの間、宿泊療養者の同意のもと、宿泊療養施設の職員が宿泊療養者の使者として受領及び保管しておくことも考えられること。

③ 投票用紙等の提示並びに不在者投票証明書の提出及び点検

投票に先立ち、不在者投票管理者に対して投票用紙等の提示並びに不在者投票証明書の提出及び点検を行う必要があるところ、宿泊療養施設の職員が投票用紙等を使者として保管している場合においては、これらを④と同時に行うほか、宿泊療養者に投票用紙等の提示及び不在者投票証明書の提出の意向を電話等により確認した上で、事前に行うことも考えられること。

④ 投票

第2の6参照

⑤ 事務従事者の記名等及び立会人の署名又は記名押印

宿泊療養者が記入及び署名した投票用外封筒に事務従事者が投票の年月日及び場所を記載し、及びこれに記名し、並びに立会人が署名又は記名押印をする場合は、当該事務従事者及び立会人の感染防止対策を徹底すること。

⑥ 名簿登録地選管への送付・投票区の投票管理者等への送致

感染者に係る不在者投票の送致を受けた指定投票所等において不在者投票の受理・不受理の決定をする際は、マスク着用、手指衛生、体調管理などの感染防止対策を徹底すること。

3 その他、第2と共通する事項については、同様とすること。

第4 その他

- 1 自宅等で療養している感染者については、一定の要件を満たす者については郵便等投票が可能であるほか、病院等の指定施設又は宿泊療養施設に入院又は入所した場合は、第1から第3までの方法により、当該施設において不在者投票又は期日前投票を行うことが可能であること。
- 2 上記第1から第3までにより生じた経費について、国政選挙においては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）に基づき交付される選挙執行委託費により措置されること。